

太宰府市旅館等建築審査会委員名簿

選出区分	人数	氏名	所属
(1) 識見を有するもの	2名	近藤 富美	【推薦】公益社団法人福岡県建築士会
	以内	大貝 知子	(株)大貝環境計画研究所代表取締役
(2) 市の職員	2名	伊藤 健一	都市整備部長
	以内	添田 邦彦	教育部長
(3) その他市長が必要と認めるもの	2名	佐藤 晃壽	【推薦】PTA連合会
	以内	梅寄 宰司	【推薦】商工会

近藤委員、大貝委員、伊藤委員、添田委員、梅寄委員

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

佐藤委員

任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日

事務局名簿	
都市計画課長	古賀 千年志
都市計画係長	北郷 寛樹
都市計画課員	柴田 義則
	谷山 七海
	今林 潤世

○太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例

昭和58年12月 8 日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、本市における善良な風俗及び健全な生活環境を保持するため、ラブホテル類似施設の建築に関し必要な規制を行い、もって青少年の健全育成と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(令4条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例においてラブホテル類似施設とは、料金を受けて、主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせるための施設であって、規則に定める基準に該当するものをいう。

(令4条例1・一部改正)

(建築規制及びその区域)

第3条 市内全域において「ラブホテル類似施設」を建築してはならない。

又、ラブホテル類似施設以外の用途から、ラブホテル類似施設への用途変更についても同様とする。

(令4条例1・一部改正)

(事前申出)

第4条 市内において旅館又はホテル等の新築及び大規模の模様替え、又は増改築をしようとする者並びに旅館・ホテル等以外の建築物の旅館・ホテル等への用途変更をしようとする者は建築確認申請書の提出の30日前までに市長にその旨を申し出てラブホテル類似施設に該当するか否かの審査を受けなければならない。

2 前項の申出をしたものが申出をした事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(令4条例1・一部改正)

(審査会)

第5条 市長は前条の申出があったときは、その申出に係る建築物が第2条に定めるラブホテル類似施設に該当するか否かを決定するに当たり、太宰府市旅館

等建築審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会の組織及び運営に関する事項は規則の定めるところによる。

（令4条例1・一部改正）

（ラブホテル類似施設に該当するか否かの通知）

第6条 市長は、第4条の申出を受理したときは、その申出に係る施設が第2条に定めるラブホテル類似施設に該当するか否かの通知をしなければならない。

（令4条例1・一部改正）

（建築又は用途変更の中止命令及び公表）

第7条 市長は第3条の規定に違反して、ラブホテル類似施設を建築し、又はラブホテル類似施設に用途変更しようとする者に対し、建築又は用途変更の中止を命ずることができる。

2 市長は、前項の中止命令に応じない者については規則で定めるところにより公表することができる。

（令4条例1・一部改正）

（立入調査等）

第8条 市長はラブホテル類似施設の建築をしようとする者又はラブホテル類似施設に用途変更しようとする者に対し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は職員をして建築物及び建築物の敷地に立ち入らせ調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

（令4条例1・一部改正）

（罰則）

第9条 第7条第1項の規定による市長の中止命令に違反した者は、6ヵ月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処する。

（令7条例3・一部改正）

（両罰規定）

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

—————

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(令和7条例3)抄

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せら

れた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和 7 年条例第 3 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

—————

○太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例施行規則

昭和58年12月 8 日

規則第19号

注 平成15年 9 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例（昭和58年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令 4 規則11・一部改正)

(基準)

第 2 条 条例第 2 条に定めるラブホテル類似施設の基準は次のとおりとする。

- (1) 設備、構造及び外観等が別表に掲げる要件の全部又は一部を満たしておらず、明らかに一般の宿泊施設と異なるもの
- (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第 4 条の 2 に規定する宿泊者名簿を備え付けていないもの
- (3) 善良の風俗が害されるような広告物等の掲示又は備付けがなされたもの

(令元規則43・令 4 規則11・一部改正)

(事前申出等)

第 3 条 条例第 4 条の規定により事前申出をしようとする者は、太宰府市旅館等建築申出書（様式第 1 号）に次の表に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
1 事業概要計画	コンセプト、ターゲット層、価格設定を明示したもの
2 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
3 配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地の接する道路の幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況
4 各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積

5	立面図	縮尺、高さ及び開口部の位置
6	完成予想図	外観の意匠及び色彩
7	宿泊者名簿様式	
8	周辺住民への説明に関する資料	説明者、対象者、説明方法、主な意見、説明で資料した資料
9	市長が必要と認める書類	市長が指示する事項

2 前項の規定により市長に提出しなければならない太宰府市旅館等建築申出書及び添付図書の部数は8部とする。

(平17規則2・平21規則20・令元規則43・令4規則11・一部改正)

(ラブホテル類似施設に該当するか否かの通知)

第4条 条例第6条に規定する通知は、太宰府市旅館等建築にかかる決定通知書(様式第2号及び様式第3号)により行うものとする。

(令4規則11・一部改正)

(審査会の組織)

第5条 条例第5条に規定する太宰府市旅館等建築審査会(以下「審査会」という。)の委員は、6人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人以内
- (2) 市の職員 2人以内
- (3) その他市長が必要と認める者 2人以内

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17規則2・一部改正)

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審査会は、審査に関し必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(平17規則2・一部改正)

(答申)

第8条 審査会は、条例第5条第1項の規定により諮問を受けたときは、その日から60日以内に市長に答申しなければならない。

(建築中止命令書)

第9条 条例第7条第1項の規定による建築又は用途変更の中止命令は、太宰府市ラブホテル類似施設建築（用途変更）中止命令書（様式第4号）により行うものとする。

(令4規則11・一部改正)

(公表)

第10条 条例第7条第2項の規定による公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 建築主の住所及び氏名

(2) その他市長が必要と認めたもの

(身分証明書)

第11条 条例第8条第2項の規定により立入調査をする職員は身分証明書（様式第5号）を携帯のうえ行うものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(平15規則47・平19規則33・平21規則2・平24規則15・平25規則14・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第47号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年規則第33号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市モーテル類似施設建築規制条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第20号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市モーテル類似施設建築規制条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（令4規則11・追加）

- (1) 施設の外壁、屋根、広告物、ベランダ、門、塀等の構造等が著しく派手又は奇異でなく、周囲の善良な風俗又は健全な生活環境を阻害し、青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 施設の外観における色彩、意匠等について、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成22年条例第32号）に定める基準を守り、健全な生活環境の保持に支障をきたすおそれがないこと。
- (3) 施設の外観に点滅又は変光するネオン設備、電球等が設けられていないこと。
- (4) 施設の外部等に休憩の料金表示その他利用できる旨の表示を示す看板等が設けられていないこと。
- (5) 門、塀又は駐車場の出入口に外部からの見通しを困難とするのれん等の設備が設けられていないこと。
- (6) 玄関前に遮へい物等が設けられていないこと。
- (7) 客その他の関係者（以下「客等」という。）が、営業時間中必ず通過し、自由に出入りすることができ、かつ、外部及び内部から相互に見通すことができる玄関を有すること。
- (8) 玄関に近接し、客等が自由に利用することができるロビーを有すること。
- (9) 開放的で客等と応接できるフロント又は帳場を有すること。
- (10) 客等が、玄関、ロビー等の共用の施設を通り、客室に入る構造になっていること。
- (11) 昇降機は、共用で利用できる位置にあり、玄関から帳場を経ずに利用できる位置にないもの。
- (12) 内装及び照明装置、装飾品、ベッド等の内部設備が客等の性的感情を刺激しない清楚なものであること。
- (13) フロント又は帳場の設置がやむを得ない事情により難しい場合は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第2号に規定する設備を有すること。